令和5年度決算　財務書類

注記（一般会計等）

**１　重要な会計方針**

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産･･････････････････････････････取得価額

　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　ア　昭和 59 年度以前に取得したもの･･････再調達価額

　　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

　　イ　昭和 60 年度以後に取得したもの

　　　取得価額が判明しているもの････････････取得価額

　　　取得価額が不明なもの･･････････････････再調達価額

　ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産･･････････････････････････････取得価額

　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　取得価額が判明しているもの････････････････取得価額

　取得価額が不明なもの･･････････････････････再調達価額

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

　ア　市場価格のあるもの････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの････････････････････取得価額

②出資金

　ア　市場価格のあるもの････････････････････会計年度末における市場価格

　イ　市場価格のないもの････････････････････出資金額

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　建物 4 年～ 50 年

　　工作物 5 年～ 80 年

　　物品 3 年～ 15 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

ソフトウェア 5 年

　　その他 　　　　10 年

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

（リース期間が 1 年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

（５）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

　未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

　退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち美郷町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③賞与等引当金

　翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

（６）リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及び1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）資金収支計算書における資金の範囲

　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

　なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品の計上基準

　物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ただし、土地については、建物・工作物・物品等の償却資産とは異なり、非償却資産であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

　資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、または法人税基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

**２　重要な会計方針の変更等**

　重要な会計方針の変更はありません。

**３　重要な後発事象**

　該当の事象はありません。

**４　偶発債務**

　該当の事象はありません。

**５　追加情報**

（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

　一般会計

　君谷診療所特別会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
| ― | ― | 12.7％ | 73.3％ |

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 9,602千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額　　996,331,415円

（２）貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア範囲

　令和6年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ内訳

該当なし

②基金借入金（繰替運用）

　会計年度末における基金借入金（繰替運用）はありません。

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額　　7,996,475千円

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 標準財政規模 | 3,829,598千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 860,986千円 |
| 将来負担額  | 13,132,588千円 |
| 充当可能基金額 | 2,891,214千円 |
| 特定財源見込額 | 66,535千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 7,996,475千円 |

⑤地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額　　5,425,200円

（３）純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

　固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

　純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

（４）資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支　　△89,306,960円

②既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 7,485,322,147円 | 7,274,112,839円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 3,790,768円 | 3,790,768円 |
| 繰越金に伴う差額 | △197,063,323円 | 0円 |
| 決算整理に伴う差額 | 10,130,244円 | 10,130,244円 |
| 内部取引に伴う差額 | △432,800円 | △432,800円 |
| 資金収支計算書 | 7,301,747,036円 | 7,287,601,051円 |

　地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（住宅新築資金等貸付事業特別会計、君谷診療所特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 804,086,155円

投資活動収入の国県等補助金収入 367,682,022円

未収金・長期延滞債権の増減額 73,781,657円

減価償却費 △1,405,790,787円

賞与等引当金増減額 10,400,260円

退職手当引当金増減額 11,002,299円

徴収不能引当金増減額 △1,806,709円

投資損失引当金増減額 △11,999,954円

基金の増減額 6,206円

出資金の増減額 △32,963,449円

資産除売却益 1,606,592円

資産除売却損 △4円

 純資産変動計算書の本年度差額 △183,995,712円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

　一時借入金の限度額 1,000,000,000円

　一時借入金に係る利子額 70,706円